

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年9月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

国民年金関係	2件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600185号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600019号

第1 結論

昭和56年*月から昭和59年6月までの請求期間、同年9月の請求期間及び昭和60年1月から昭和61年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和56年*月から昭和59年6月まで
② 昭和59年9月
③ 昭和60年1月から昭和61年6月まで

私の両親は、私が20歳となった昭和56年頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、A市役所や金融機関の窓口で国民年金保険料を納付してくれた。また、両親の指示により、私自身が国民年金保険料の納付に出向くこともあった。さらに、両親の指示があったにもかかわらず、私が国民年金保険料を納付せずにより、両親から厳しく叱責を受けたこともあったが、その後、納付が可能な期間のうちに国民年金保険料を納付しており、国民年金保険料は全て納付したはずである。納付時期や納付方法の詳細までは記憶していないが、請求期間①、②及び③前後の期間は納付済みであるのに、請求期間①、②及び③だけが未納となっていることは、生活状況及び納付実態からみて不自然であり、当該期間についても継続して国民年金保険料を納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳となった昭和56年頃に、両親が国民年金の加入手続きを行い、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付してくれ、自身が国民年金保険料の納付に出向くこともあった旨主張しているが、両親は既に亡くなっているため証言を得ることができず、請求者は国民年金保険料の納付について詳細までは記憶していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)* (現在は、基礎年金番号に統合済み。)において、国民年金被保険者資格取得年月日を昭和56年*月*日とする処理が昭和61年6月5日に行われていることから、請求者の国

民年金の加入手続は同年5月頃に行われたと推認される。

したがって、上述の加入手続が行われるまで請求者は国民年金に未加入であり、また、当該加入手続が行われた時点で、請求期間①のうち、昭和56年*月から昭和59年3月までの期間の国民年金保険料については、保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから納付することができない。

また、請求者は、納付が可能な期間のうちに国民年金保険料を納付した旨主張しているが、オンライン記録によると、請求期間②の国民年金保険料については、昭和61年11月14日に納付の行為があったものの、保険料を徴収する権利が時効により消滅していたことから、当該期間直後の昭和59年10月の国民年金保険料に充当されたことが確認でき、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求者が20歳になった当初から国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間①、②及び③に住居登録をしていたA市は、当該期間における国民年金に関する資料（受付処理簿、被保険者名簿等）については、保存期間経過により保有していない旨、また、同市の電算システムにおいて、請求者に係る情報は確認できなかった旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600254号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600020号

第1 結論

平成5年*月から平成7年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年*月から平成7年3月まで

私の母親は、私が20歳となった平成5年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私が大学生であった平成7年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。母親は、納付書が届くたびに国民年金保険料を納付していたと言っている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳となった平成5年*月頃に母親が国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれた旨主張しているところ、請求者の母親は、国民年金の加入手続きを行い、納付書が届くたびに当該期間の国民年金保険料を納付していたと思うものの、詳細については記憶していない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)* (現在は、基礎年金番号に統合済み。)において、国民年金被保険者資格取得年月日を平成5年*月*日とする処理が平成7年10月18日に行われていることから、請求者の国民年金の加入手続きは同年10月頃に行われたと推認され、当該加入手続きが行われるまで請求者は国民年金に未加入であり、請求期間当時に請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求者が20歳となった当初から、請求期間に係る国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間に住民登録をしていたとするA市は、当該期間における国民年金に関する資料(受付処理簿、被保険者名簿等)については、保存期間経過により保有していな

い旨、また、同市の電算システムにおいて、請求者に係る情報は確認できなかった旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。